

神戸地方裁判所姫路支部及び尼崎支部において速やかに労働審判の実施を求める会長声明

平成18年4月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制度であるが、制度の導入以来、全国的に見れば労働審判事件の申立件数は増加しており、また紛争解決率も高いと言われていることから、労働審判制度利用の需要は高まっているといえる。しかるに、全国的には各都道府県においてほぼ本庁だけにしか労働審判制度は実施されておらず、支部で労働審判制度が実施されているのは東京地裁立川支部と福岡地裁小倉支部だけである。

兵庫県内においては、労働審判を取り扱っている裁判所は神戸地方裁判所本庁のみであるため、支部地域の労働者や事業主が労働審判を利用するには、本庁がある神戸市まで出向かなければならない。しかし、各支部地域から神戸市まで距離があり、支部地域の労働者や事業主にとっては神戸市までの移動による時間的、経済的な負担を強いられることになり、労働審判の利用をあきらめざるを得ない事態も生じている。

国民に対する司法サービスの提供は、国民皆平等であるべきであって、本庁と支部地域間で差があってはならず、裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。特に、神戸地方裁判所管内の中でも、姫路支部及び尼崎支部においては、管内に多くの企業があり、これに伴い労働紛争が生じる恐れが高いといえることから、労働審判の両支部での実施は急務であるといえる。

姫路支部の管内人口は約103万人であり、当会姫路支部に所属する当会の会員数は平成25年6月17日現在102名である。また尼崎支部の管内人口は約10

2万人であり、当会尼崎支部に所属する会員数は平成25年6月17日現在87名である。近弁連管内の支部交流会は、平成23年度から年1回開催されこれまで3回行われたが、3回とも交流会の中で当会の会員から姫路支部と尼崎支部においては、労働審判事件を受任する弁護士の体制やまた労働審判員の体制など労働審判を行う体制は十分整っているため、両支部において労働審判を実施すべきとの意見が出された。その後、当会では司法問題対策委員会で、両支部及び両支部の会員から意向を聴取するなど姫路支部と尼崎支部で労働審判を実現するための取り組みがなされている。

したがって、当会は、最高裁判所に対し、地域における司法の充実を図るため、神戸地方裁判所姫路支部及び尼崎支部において、速やかに労働審判の取扱いを開始するとともに、これに必要な裁判官及び裁判所職員の増員及び物的施設の整備を行うことを強く求める。

以上

2013年(平成25年)6月19日

兵庫県弁護士会

会長 鈴木 尉 久